

## 令和7年度インバウンド県内周遊支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 外国人観光客の県内周遊を促進するとともに、交流人口拡大及び滞在日数の増加による観光消費額の拡大を図ることを目的として、県北や沿岸を目的地に含んだインバウンド県内周遊を図る旅行商品を催行した場合、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下、「規則」という。)及びこの要綱により、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (対象事業者)

第2 補助金の交付対象事業者は、次のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 日本国外に本社を持つ旅行者

(2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条又は第23条に基づく登録を受けている旅行者及び旅行者代理業者、旅行サービス手配業者

※ 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

### (補助金の額、対象旅行商品及び助成要件)

第3 補助金の額は、1名1泊あたり千円とする。

なお、補助金交付の対象旅行商品及び助成要件は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 規則第5条の規定に基づく補助金の交付決定額に変更が生じない変更

(2) 補助事業の目的の変更を伴わない事業内容の変更

### (申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

### (補助金の申請書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

なお、申請書類の記載言語は、日本語又は英語とする。

### (事業遂行状況の報告)

第7 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求められることができる。

### (立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、対象事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10 知事は、対象事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(書類の整備等)

第11 対象事業者は、補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助金交付の対象旅行商品催行完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第12 補助事業者は、規則第3条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第13 知事は、対象事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、インバウンド県内周遊支援事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月6日から施行する。

別表第1（第3関係）

補助金交付の対象旅行商品及び助成要件

下記の要件を満たすツアー（着地型ツアーを含む）とする。

- (1) 対象となる送客元の国・地域  
台湾、韓国、中国、香港、東南アジア
- (2) ツアー実施期間  
令和7年8月6日（水）から令和8年2月28日（土）までに催行されたもの
- (3) 送客数  
1ツアーにつき4名以上であること
- (4) 宿泊日数  
岩手県内の宿泊施設で2泊以上すること  
ただし、県北又は沿岸地域の宿泊施設を利用した場合は、1泊でも可
- (5) 観光地の訪問  
岩手県内の県北又は沿岸地域\*の観光地を1か所以上訪問すること
- (6) 移動手段  
貸切バス・貸切タクシー・貸切ハイヤーを利用すること

※ 本事業における県北又は沿岸地域は、以下のとおりとする。

エリア	市町村
県北	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
沿岸	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村

- (7) 支援金支給金額  
岩手県内の宿泊数・宿泊人数（添乗員・運転手等は除く）に応じて、支援金を支給します。

1泊1名あたりの支援金	上限額
1,000円	1ツアー最大200,000円まで 注) 1社あたりの補助上限額は1,000,000円

注1) 支援金の決定及び支払いは日本円建てで行われるものであり、為替レートの変動については考慮しません。

注2) 社とは、ツアーを企画する旅行会社（委託元）とし、手配委託を受けた旅行サービス手配業者ではありません。

別表第2（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の 規定による書 類	令和7年度インバウンド県内周遊支援 事業費補助金交付申請書	様式第1号	1部	別に定める
	1 内訳書	様式第2号	1部	
	2 行程表	任意様式	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第6条第 1項第1号、 第2号及び第 3号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	令和7年度インバウンド県内周遊支援 事業費変更（中止・廃止）承認申請書	様式第3号	1部	別に定める
	1 内訳書	様式第2号	1部	
	2 行程表	任意様式		
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第13条 第1項の規定 による書類	令和7年度インバウンド県内周遊支援 事業費補助金請求書	様式第4号	1部	別に定める
	1 令和7年度インバウンド県内周遊 支援事業費補助金実績報告書	様式第5号	1部	
	2 内訳書	様式第2号	1部	
	3 行程表	任意様式	1部	
	4 その他知事が必要と認める書類			